0 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(平成二十一年内閣府・財務省・経済産業省

令第十一号)

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)

四  信用格付の前提、意義及び限界    四  信用格付の前提、意義	方針及び方法の概要   方針及び方法の概要	三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる   三 信用格付を付与した者	ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 ハ 本店その他の主たる	の氏名又は名称の氏名又は名称	管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 管理人の定めのあるも	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は を含む。)であるとき	ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの ロ 法人(法人でない団	イ 商号、名称又は氏名 イ 商号、名称又は氏名	に掲げる事項	付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次   付をいう。以下この条に	二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格   二 信用格付(金融商品取	一金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義   一金融商品取引法第六十	省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  省令で定める事項は、次に	品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務   品取引法第六十六条の二十	第六十四条   準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商   第六十四条   準用金融商品取	(信用格付業者の登録の意義その他の事項) (信用格付業者の登録の意義その他の事項)	改 正 案 現
意義及び限界		与した者が当該信用格付を付与するために用いる	の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地		のあるものにあっては、その代表者又は管理人)	を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は	法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	名		この条において同じ。)を付与した者に関する次	(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格	金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義	次に掲げるものとする。	品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務	融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商	意義その他の事項)	行 行

2 事項は、 用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六 する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう 十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める 以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、 前項の規定にかかわらず、 次に掲げるものとする。 特定関係法人(金融商品取引業等に関 準

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

登録番号 百十六条の三第二項に規定する信用格付業者の商号又は名称及び 当該特定関係法人に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第

五項に規定する信用格付業をいう。)を示すものとして使用する 当該特定関係法人が信用格付業 (金融商品取引法第二条第三十

兀 号に規定する信用格付業者から入手する方法 めに用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第一 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するた

Ŧī.

信用格付の前提、

意義及び限界

〇 附則

(禁止行為に関する経過措置)  (禁止行為に関する経過程による改正後の経済  (禁止行為に関する経過注による改正後の経済  (禁止行為に関する経過注による改正後の経済  (禁止行為に関すると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述る	改正案
(新 設 附 則	
	現
	行

四 信用格付の前提、意義及び限界	ら入手する方法	に規定する関係法人をいう。)のうち一若しくは二以上のものか	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号
		<b>か</b>	号